

20200915

北海道ドローン研究会部会会則

北海道ドローン研究会キャンプ部「HDS-CAMP」

2020年9月15日施行

第1章 名称

第1条 部会の名称は北海道ドローン研究会キャンプ部とする。

第2章 目的および活動

第1条 部会の目的は北海道ドローン研究会員に於ける共通的な活動を行う集いとして設置しキャンプ又はアウトドアに特化した活動を行う。

2 上記に関する事項について、北海道ドローン研究会の内部組織であり規定していない会則等は全て北海道ドローン研究会会則を適用する。

3 部会はドローンとキャンプの共存発展に寄与することを主目的とする。

第3章 会員

第1条 部会の会員は、北海道ドローン研究会会員で、特にアウトドア、キャンピング等に関心や興味があり入会の意思があれば会員とする。

(但し、当分の間は年齢制限を20歳位とする)

第2条 本部会には協力会員を置くことができる、協力会員は北海道ドローン研究会に在籍しないがキャンプ部に在籍し、キャンプ部についての全ての運営・実行や活動に参加する事ができる。

第3条 部会への入会は事務局に申し入れ、「LINE グループ」に加入する事で行う。

第4章 役員

第1条 部会には、部長1名、必要により副部長を置く、但し、会計、監事、理事及び事務局は本会役員が兼務する。

第2条 役員の任期は1-2年位とし再任可能とする。

第3条 各役員の職務は次のとおりとする。

部長は部会を代表し部を統括する、副部長は部長を補佐する。

第4条 部会役員は本会と役務を兼務することができる。

第5章 総会

部会では総会を行わない、必要な決定事項は部会会議及び本会で行う事を原則とする。

第6章 会費

第1条 会費は部会内で必要な場合は本会の承認を得て行い、必要な場合は都度会費とし部会や活動を行った都度の参加者分担として都度決算を完了する。

(但し、年会費は当分の間は無料とし必要の場合は協議する)

第2条 会費及びその他の金銭的な受け渡しはPayPay等で行う事を原則とする。

第7章 会則の変更

第1条 部会則の変更を感じた会員はその都度会議に発議し会員に周知後、部会議で決議し本会に発議する。

第8章 部会則の制定

第1条 部会則は2020年9月8日に発案し、2020年9月15日制定する。

以上

発会記録

部会「北海道ドローン研究会キャンプ部」の発部記録として下記の者の総意を得て発部とし、発部会員とする。

2020年9月15日

発部記録

原本には ここに発部記録及び発部時会員署名を記入する

発部会員（本会入会順）